

南アルプス市社会福祉協議会予防通所介護事業所の運営規程

(事業の目的)

第1条 この事業所が開設する指定介護予防通所介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防通所介護事業（以下「事業」という。）は、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条 指定介護予防通所介護は、利用者の要支援状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業者自らその提供する指定介護予防通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(運営方針)

第3条 運営方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護予防通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練等及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。
- (2) 指定介護予防通所介護の提供に当たる従業者は、指定介護予防通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 指定介護予防通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- (4) 指定介護予防通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練等その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 デイサービスセンターわかくさ
- (2) 所在地 山梨県南アルプス市鏡中条 1642-2

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。
なお、介護予防通所介護従業者は指定通所介護の業務を行うものとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、介護予防通所介護計画の作成及び説明を行うほか、従業者の管理、介護

予防通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名 (介護職員と兼務)

生活相談員は、生活指導その他の指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(3) 看護職員 1名

看護職員は、運動器機能向上、口腔機能向上、その他の指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(4) 介護職員 4名以上

介護職員は、介護その他の指定介護予防通所介護の提供に当たる。

(5) 機能訓練指導員 1名 (看護職員と兼務)

機能訓練指導員は、機能訓練等その他の介護予防通所介護の提供に当たる。

(営業日、営業時間等)

第6条 営業日、営業時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間 午前8時45分～午後5時00分とする。

(利用定員)

第7条 利用定員は、30人 (指定通所介護を含む) とする。

(指定介護予防通所介護の内容)

第8条 指定介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

(2) 機能訓練等

なお、具体的には、アクティビティ、運動機能向上、口腔機能向上等

(3) 健康状態の確認

(4) 入浴介助

(5) 居宅から事業所への送迎

(6) 介護等に関する相談及び援助

(7) 食事提供サービス

(指定介護予防通所介護の利用料)

第9条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割、3割の額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者の希望により次の便宜を提供した場合は、その利用料の支払いを受けるものとする。

(1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域の居宅に居住する利用者に対して行

う送迎に要する費用

通常の事業の実施地域を超えた地点から1キロメートルあたり 0円

(2) 食費 600円/日

(3) おむつ代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

3 前項の便宜を提供する際には、利用者又はその家族に対して事前に理解しやすいよう説明を行った上で、文書により同意を得なければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、南アルプス市、全域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 サービスの利用に当たっての留意事項は、次のとおりとする。

(1) 利用者は従業者の指示、指導に留意し、他の利用者への迷惑行為を慎むこと。

(2) 事業所の環境整備、衛生保持に協力すること。

(苦情処理)

第12条 提供した介護予防通所介護に対する利用者又は家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 指定介護予防通所介護の提供中に、利用者の病状の急変等が生じた場合、その他必要な場合は、主治医への連絡する等適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第14条 指定介護予防通所介護の提供中に、天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(事故発生時の対応)

第15条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

第17条 事業所は、介護予防通所介護従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨に従業者との雇用契約の内容とするものとする。

4 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人南アルプス市社会福祉協議会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。